

なるほど!

自転車ルールQ&A

自転車のルールについて再確認してみましょう

次の質問に○か×で答えてください

答え

1	自転車に乗っているとき信号は守らなければなりませんが、一時停止の標識があっても止まらなくていいです	
2	前を歩く歩行者が邪魔な時はベルを鳴らします	
3	ブレーキの付いていない自転車に乗ってもいいです	
4	踏切の警報機が鳴っているときは絶対踏切にはいってはいけません	
5	自転車は左側通行です	
6	自転車で歩道を通りすることはできません	
7	自転車で歩道を通りするとき特に守らなければならないルールはありません	
8	信号も一時停止の標識もない交差点を自転車で通るとき、安全確認をしなくてもいいです	
9	今日は雨が降っているので傘を差して自転車の運転をします	
10	大人になったらお酒を飲んで自転車の運転をしてもいいです	

	かいとう 解答	かいせつ 解説
1	×	自転車は、「車両」の仲間です。信号は必ず守りましょう。赤信号で渡ってしまったり左折をする自転車を時々見かけますが、絶対にやめましょう。一時停止の標識があるときは、一時停止をして、左右の道路を走る車の進行をさまたげてはいけません。
2	×	ベルを鳴らしてもよいのは危険をさけるためにやむをえない場合です。
3	×	ブレーキがない自転車（前輪のみ、後輪のみにブレーキがある場合も含む）、ブレーキがきかない自転車を運転することはできません。
4	○	踏切の遮断機が閉じている、遮断機が閉じようとしている、または警報機が鳴っているときに踏切に入るとは絶対にやめましょう。
5	○	自転車は自動車やバイクと同じように原則として左側通行となります。 ※歩道・自転車道・自転車横断帯・横断歩道を通る場合は左右どちらでも通行できます。
6	×	自転車が歩道を走ることができるのは次の場合です。 ① 「自転車歩道通行可」の歩道 ② 「幼児（6歳未満・児童（13歳未満）」、「70歳以上の者」、車道の通行に支障のある者 ③ 工事や駐車車両が連続している、または交通量が多く、危険がある場合など、歩道通行がやむを得ないとき
7	×	自転車で歩道を通る場合は次の義務があります。歩道はあくまでも歩行者優先です。 自転車で歩道を通る場合は ① 歩道の中央から車道寄り進行する ② 徐行して進行する ③ 歩行者の通行をさまたげるときは一時停止しなければならない ※徐行とはただちに停止できる速度で進行することで、大人の早足程度が目安です。
8	×	狭い道路から広い道路に出るときは、必ず徐行をして安全を確認し、広い道路の車や歩行者の通行を妨害してはいけません。 また、道路を走る車や自転車には、ハンドルやブレーキを適切に操作して、常に、交通事故が起きないように努める義務があります。
9	×	傘差し運転は片手運転違反です。雨合羽を着て自転車に乗りましょう。 並列運転・携帯電話を操作しながらの運転、周囲の音声が聞こえない状態でイヤホンをつけて運転することも違反になります。
10	×	お酒を飲んで車両を運転することは法律でたく禁じられています。 お酒を飲んだらその量に関係なく自転車を運転することはできません。